整理番号 《督促番号》

7 生都管第 718 号 令和7年10 月 15 日

《法人名称》 《役職》 《通知者氏名》 様

> 東京都生活文化局 都民生活部長 柏原 弘幸

督 促 書

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。)第13条第1項において「その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する」と定められており、この登記をしたときは、所定の書類を添えて遅滞なくその旨を所轄庁に届け出ることが義務づけられています(法第13条第2項)。

東京都では、上記のことについて設立登記完了届出書(第2号様式)により届け出ていただいておりますが、貴団体については、《認証日》付で設立を認証したところ、令和7年10月10日現在、設立登記完了届出書の提出がありません。つきましては、下記のとおりご提出ください。

期限までにご提出がない場合、法第 13 条第 3 項の規定に基づき、設立の認証のあった日から 6 か月を経過しても設立の登記がなされなかったものとして設立の認証を取り消す場合がありますので、ご留意ください。

なお、本督促書と行き違いに提出済みの場合は、大変恐縮ですがその旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

- 1 提出すべき書類 (※封筒に整理番号 《督促番号》 と必ずご記入ください。)
 - 設立登記完了届出書(第2号様式)

1 部

- 登記事項証明書(提出の日前六月以内) 1部
- ・ 設立当初の財産目録(書式第11号) 1部
- 2 提出期限

令和7年10月29日(水曜日)【必着】

3 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階南側東京都生活文化局都民生活部管理法人課NPO法人担当 指導班電話 03-5388-3095

【関係法令等】

- 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)(抄) (成立の時期等)第13条
- 組合等登記令(昭和39年政令第29号)(抄) (設立の登記)第2条
- 特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成 10 年 10 月 8 日規則第 243 号)(抄) (設立登記の完了の届出)第5条

市民への説明の要請について

督促期限(令和7年10月29日(水曜日)【必着】)までに設立登記完了届出書(以下「本件書類」といいます。)の提出がない団体については、令和7年10月30日(木曜日)をもって、東京都における「NPO法の運用方針」に基づき「市民への説明要請」を実施しますので、下記1に掲げる点について、下記2のとおり市民への説明を実施してください。また、その実施された説明内容等について本都まで書面にて送付いただきますよう要請いたします。併せて、本件書類を速やかに提出していただきますよう督促いたします。

なお、市民への説明を要請した団体の名称及び、本都へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有されるよう、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から本都ホームページ上に掲載して公表します。

記

1 説明していただきたい点 期限までに本件書類の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定

2 市民への説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴団体の検討に委 ねられるもので、参考例としては以下のものがあります。また、説明内容を記載した文書を 本都に対し送付し、本都のホームページに掲載することによって代替することもできます。 (例)

- ・貴団体の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・貴団体が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施(その際、実施の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えられます。)
- (2) 説明開始の期限

令和7年11月13日(木曜日)

(3) 本都への書面送付期限

令和7年11月27日(木曜日)【必着】

【本件問い合わせ・提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階南側東京都生活文化局都民生活部管理法人課NPO法人担当

電 話 03-5388-3095